

令和6年度

仕様書

業務名 発寒清掃工場焼却設備定期整備業務

札幌市環境局環境事業部発寒清掃工場

仕 様 書

I 委託業務の概要

1 業務名称

発寒清掃工場焼却設備定期整備業務

2 業務内容

本委託業務は、工場全体の安定した稼働を確保することを目的とし、各設備及び機器の円滑かつ継続的な運転を図るための点検、整備、清掃を行うものである。

3 履行期間

契約書に示す着手の日から令和7年3月28日まで

なお、各整備は、Ⅲ2（3）に示す焼却炉停止期間内に実施するものとし、各作業の整備日程は次のとおりとする。

- | | |
|--------|--------------|
| 1号定期整備 | 令和7年3月12日まで |
| 2号定期整備 | 令和6年11月21日まで |

4 履行場所

札幌市西区発寒15条14丁目1番1号

札幌市発寒清掃工場

5 設備概要

- | | |
|--------------|---|
| (1) 焼却炉型式 | 三菱重工業(株)製 MR-B-313 型
600 t／日 (300 t／日×2 炉) |
| (2) 燃焼ガス冷却方式 | 廃熱ボイラ式 |
| (3) 公害防止設備 | バグフィルタ |
| (4) ボイラ | 三菱重工業(株)製 過熱器付単炉式
二胴自然循環形水管ボイラ |

6 業務範囲

発寒清掃工場焼却設備定期整備業務整備仕様書及び図面(複写厳禁)のとおり。

7 再委託について

契約書に規定する「主たる部分」とは、次に掲げるものをいい、受託者は、これを再委託することはできない。

- (1) 総合的な業務履行計画及び進捗管理
- (2) 整備手法の決定及び技術的判断

なお、前述の「主たる部分」以外については、専門業者等への再委託を可能とするが、再委託する業務範囲および選考する業者について、事前に施設管理担当者の承諾を得ること。

また、受託者は、業務全体の品質・安全確保のため、委託者との協議、他工事との調整、履行計画、工程管理、品質管理、安全管理、再委託業者の調整・指導監督等全ての面において主体的な役割を果たすこととし、作業中は常に業務責任者が指揮・監督等の業務を行うこと。

8 用語の定義

本仕様書で用いる用語は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、令和5年版建築保全業務共通仕様書による。

II 一般事項

1 提出図書等

- (1) 業務着手時に提出するもの

ア 業務着手届 2部

契約後、業務に着手した時は直ちに届け出ること。

着手届けの余白部分に労働基準監督署からの「労働保険関係成立の証」受領印があること。または、契約日から遡及して1年以内の受付及び受領印が押印されている保険関係成立届、年度

更新申告書等の法定様式控え等を添付すること。なお、上記保険成立印取得に時間を要する場合は、「労働者災害補償保険関係成立証明書」を後日提出することも認めるが、その間現場での実作業は行えない。

- イ 業務責任者指定通知書 2 部
- ウ 業務責任者経歴書 2 部
- エ 業務日程表 2 部
- (2) 現場作業前に提出するもの（該当しない項目は除外可）
 - 事前に施設管理担当者に提出の上、承諾を得ることとし、内容に不足、疑義等があった場合には、承諾を得るまで作業ができないものとする。
 - ア 安全管理体制表 2 部
 - ア) 安全管理体制・安全活動計画
 - イ 施工管理 1 部
 - ア) 履行（施工）計画書
 - ①連絡体制・履行体制表
 - ②資格者名簿（本業務に必要な資格）
 - ③仮設・搬入計画
 - イ) 整備要領書
 - 整備毎に整備手法、手順など詳細な作業手順書を記載すること。
 - ウ) 立会項目一覧表
 - 施設管理者の立会を要する項目と予定日時を記載すること。
 - ウ 品質管理 1 部
 - ア) 品質管理体制・社内検査体制表
 - イ) 測定機器一覧
 - （使用予定測定機器の検査成績書及び校正履歴等の管理記録）
 - ウ) 品質管理チェックシート
 - （自主検査で確認する項目・基準・精度の目標等を記したもの）
- (3) 現場作業中に提出するもの
 - ア 作業日報 1 部
 - イ 週間予定表 1 部
- (4) 業務完了時に提出するもの
 - ア 提出図書目録 2 部
 - イ 整備報告書 2 部
 - 整備毎に整理し、一括提出すること。
 - 整備及び検査等を使用する測定機器等については、検査成績書及び校正履歴などの管理記録を併せて提出すること。
 - また、該当設備・機器について熟知した者が作業を行い、次回交換推奨部品や点検推奨項目等を報告書に記載すること。
- ウ 業務記録写真 2 部
 - 業務記録写真は、各整備の整備前、整備中、整備後を撮影し提出すること。
 - 原則として印刷物及び電子媒体の両方を提出すること。印刷物の 1 部は両面カラーコピーとする。また、写真の整理は以下のとおりとする。
 - ・写真は、有効画素数が 100 万画素程度から 300 万画素程度（1200×900 ピクセル程度から 2000×1500 ピクセル程度）のデジタル写真とする。
 - ・写真の大きさは、原則として DSC(89×119)とする。
 - ・写真は A 4 S 版以内のファイルに整理する。
 - ・プリンターはフルカラーで 300dpi 以上
 - ・用紙、インク等は通常の使用条件のもとで、3 年間程度顕著な劣化の生じないもの
- エ 試験成績表（各種測定表を含む） 2 部

測定結果については、委託者が別途示す基準値及び許容値を併記し、良否判断が可能な構成とすること。

オ 業務完了届 2 部

カ 完成図面等 2 部

- (5) 発注者の必要に応じて提出を求めるもの
名称及び提出時期は次のとおり。

ア 法定検査用図書（法定検査前） 1 部（該当時）

イ 施設管理担当者との打合せ記録簿（打合せの都度） 1 部

ウ 異常報告書（速報） 1 部

各種測定記録時に管理基準値外の数値を計測した場合又は異常の疑いが見られる場合にはただちに速報を提出すること。

- (6) 提出図書等の様式

提出する書類等の様式は、事前に施設管理担当者と協議のうえ、承諾を受けること。

2 検査に使用する測定器及び計装用計器（以下、「測定器等」という）

- (1) 検査に使用する測定器等は、校正又は点検調整済みの機器とし、事前に校正記録、検査成績書、点検表及び使用期限を明示した記録を提出し、施設管理担当者の承諾を受けること。

- (2) 測定器等は、その測定に必要とされる精度のものを使用すること。

- (3) 測定器等は十分な保管管理を行い、使用しない時は専用のケース及び場所に保管し損傷等による測定値の誤りのないようにすること。

- (4) 測定器等を損傷させた場合及び誤測定が発生した場合は、代替品により再測定を行うこと。
この場合も(1)同様事前承諾を受けること。

3 適用法令

- (1) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「電気事業法」「労働安全衛生法」等の関係法令に基づいて業務を行うこと。

- (2) その他適用法令及び適用規格

業務の履行にあたり、下記の関連法令及び規格を遵守すること。

ア 日本産業規格

イ 内線規程

ウ 消防法

エ 建築基準法

オ 建設業法

カ その他関連法令、規格

4 業務条件

業務の実施時間帯は、原則として下記のとおりとする。

・業務時間：8時30分～17時00分

休日（土・日曜日及び祝祭日）に業務を行う場合及び上記時間帯を超過する場合は、施設管理担当者と協議すること。

- (1) ごみ受入、ごみ焼却炉の運転、焼却灰搬出の停止期間及び履行期間中の他予定業務・工事は特記による。

- (2) 施設内入退出について

施設内への入退出場所・方法・時間については、施設管理担当者と調整し、承諾を受けること。

5 業務責任者

- (1) 業務の実施に先立ち業務責任者を選任し、次の事項について書面をもって提出する。

なお、業務責任者に変更があった場合も同様とする。

ア 氏名

イ 生年月日

ウ 経歴書

エ 受託者との雇用関係を証明する書類等

- (2) 業務責任者は常駐とし、業務担当者に作業内容及び施設管理担当者の指示事項等を伝え、その周知徹底を図ること。なお、常駐とは、実際に整備作業（資材・機材の搬入、仮設作業等を含む）が行われている期間を示し、以下の期間を除く。
 - ・ 契約から現場施工に着手するまでの期間
 - ・ 炉の切替期間など、整備作業が全面的に一時中止している期間
- (3) 本業務期間中に別契約の業務委託又は工事と重複する場合、他の業務責任者または現場代理人との工程調整を図ること。

6 業務担当者

- (1) 次のような資格者による作業が必要な場合、関係法令等に従い、適切に有資格者を配置すること。なお、資格者は重複しても差し支えないものとする。

ア ボイラ整備士
イ 1級ボイラ技士
ウ ボイラ溶接士
エ 非破壊検査資格
オ 酸素欠乏危険作業主任者
カ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
キ その他関連法令等上で必要となる資格

7 建物内外施設等の利用

- (1) 居室等の利用
原則として利用できない。
- (2) 資材置場、仮設事務所
資材置場、仮設事務所等に必要とする用地については、施設管理担当者と十分協議し、当工場の運転管理に支障が生じないように計画すること。

8 駐車スペースの利用

業務履行に伴う車両の駐車に必要な用地は、別図に示すので施設管理担当者と十分協議し、当工場の運転管理に支障が生じないよう計画し利用すること。

9 安全衛生管理

- (1) 業務責任者は業務担当者の労働安全衛生に関する安全教育に努め、関係法令に従い作業環境を良好な状態に保つことに留意し、特に換気、騒音防止、照明の確保等に心掛けること。
- (2) 酸欠等作業場所
施設内は、酸素欠乏等の危険な箇所もあることから事前に確認し、業務担当者に周知するとともに、法律等関係法令を遵守し事故防止に努めること。

10 火気の取扱

火気を使用する場合は、あらかじめ施設管理担当者の承諾を得るものとし、その取扱いに際しては十分注意すること。

11 喫煙の禁止

喫煙は、工場敷地内（車両内を含む）において禁止する。

12 出入禁止箇所

業務に関係のない場所及び部屋への出入は禁止する。

13 服装等

- (1) 業務関係者は、特記事項による他、業務に適した服装、履物で業務を実施すること。
- (2) 業務関係者は、前号に定める場合、また特別な作業に従事する他は、名札又は腕章の着用を義務付ける。

14 施設管理担当者の立会い

作業に際して施設管理担当者の立会いを求める場合は、原則事前の申し出による。

15 業務の立会い、確認

施設管理担当者の指示に従い、次の立会い、確認を受けること。

- (1) 業務開始前
当該設備の現状を確認し、履行体制等の準備の後、原則として施設管理担当者の確認を受けること。
 - (2) 業務実施中
 - ア 自主検査
受託者は、各機器の整備終了次第チェックシート等により検査し、報告すること。
 - イ 段階確認ほか
各整備は、指定された期間内に実施するものとし、前述の自主検査を終了した後、施設管理担当者の立会、確認を受けること。
なお、施設管理担当者より改善指示書が出された場合は指定する期日までに改善するとともに、当該箇所の改善報告書を提出し、施設管理担当者の立会、確認を受けること。
- 1 6 復 旧
他の設備及び既存物件の損傷、汚染防止に努め万一損傷又は汚染が生じた場合は、速やかに施設管理担当者へ報告するとともに、受託者の責任において原状復旧すること。
- 1 7 法定検査に係わる業務
以下の整備・機器の予定法定検査にあたり、別に示す「定期事業者検査要領書」に従い、ボイラタービン主任技術者または検査責任者の管理下のもと、施設管理担当者の指示に基づき、作業・検査並びに関係図書類を作成すること。
- (1) 検査対象
第1号設備 ボイラ及び付属設備
 - (2) 検査の立会
第1号設備 ボイラ及び付属設備
- 1 8 その他
- (1) 作業は本仕様書に基づいて行い、部品等について明記のない場合及び汎用品を除き、部品等はメーカー純正品とし規格・型番等は厳格に守ること。
 - (2) 各作業について職種別に人工数を作業日誌等で報告すること。
 - (3) 各機器整備後の試運転調整、完了条件は特記事項による。
 - (4) 特許等に関わる事項は、受託者にて整理すること。

III 特記事項

1 受託者の負担の範囲

受託者の負担の範囲は次による。

- (1) 業務の実施に必要な車両に係る経費
- (2) 業務の実施に必要な工具、校正証書付計測器等機材（機器付属品は除く）
- (3) 業務の実施に必要な消耗部品、材料、油脂等（支給品除く）
- (4) 業務の実施に必要な事務所、エアシャワー室等の仮設設備
- (5) 業務の実施に必要な電気料金
なお、本体整備業務とその他の整備業務を同時期に実施する場合は、本体整備業務の受託者が共用で使用するコンプレッサ等の電気料金を負担すること。
- (6) 業務の実施に必要な外線電話等の使用に係る経費
- (7) 文具等の事務消耗品
- (8) 日誌及び報告書の用紙、記録ファイル

2 業務条件

- (1) 履行期間中においても、ごみの受入れ及び焼却炉の運転は継続していることから、関連設備の整備を行う場合は、運転中の焼却炉等に支障のない方法で行うこと。
- (2) 履行期間中において、焼却炉の運転休止に関する作業については施設管理担当者と綿密な調整を

図りながら、次の予定停止期間内で実施すること。

(3) 焼却炉等の予定停止期間

1号炉：令和6年12月11日～令和7年3月12日

2号炉：令和6年10月1日～令和6年11月21日

(4) 本業務履行期間中における他予定業務、工事は次のとおりである。

ア 発寒清掃工場ポンプ設備定期整備業務

イ 発寒清掃工場電気設備定期整備業務

ウ 発寒清掃工場1号焼却炉改修工事

※発寒清掃工場1号焼却炉改修工事は作業が重複するため、施設管理担当者及び現場代理人との工程調整を図ること。

3 ダイオキシン類ばく露対策

整備にあたっては、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（平成26年1月10日付基発0110第1号）に基づき作業を実施するものとし、粉じん対策ダイオキシン類飛散防止対策については、次のことに留意すること。

なお、エアシャワー室（附帯する設備を含む）は、他の受託者等にも使用を許可すること。

(1) ダイオキシン飛散防止要領

ア 委託者主催のダイオキシン類ばく露防止対策委員会に出席すること。

イ 前号協議事項及び受託者が提出するダイオキシン類飛散防止計画書に基づき養生した後、施設管理担当者の承諾を受けること。

ウ エアシャワー室（附帯する設備及びエアシャワー室用エアを含む）を使用すること。

(2) 管理区域

保護具は管理区域別に、施設管理担当者の承諾を得て措置すること。

場所名	管理区域	保護具レベル	備考
炉室	第1管理区域	レベル1	
炉内	第2管理区域	レベル2	
減温塔	第3管理区域	レベル3	
バグフィルタ	第3管理区域	レベル3	
煙道	第1管理区域	レベル2	

4 作業用エア

(1) 作業用に別途空気圧縮機を設置し、作業用エアを確保すること。

(2) エアシャワー室用エアについても同様とする。

5 仮設設備等及び作業動線養生

(1) 事前に仮設計画書を提出し、施設管理担当者の承諾を得ること。

(2) 通路及びエレベーター等の作業動線を養生すること。

6 緊急措置

本仕様書に明記していない不測の事態が発生した場合は、速やかに施設管理担当者に報告の上、処置方法を協議し対処すること。

7 支給材料

整備仕様に示すとおり。

また、支給材料の数量、外観、機能検査を行い、疑義がある場合は直ちに施設管理担当者へ連絡すること。

8 廃棄物の処理

(1) 業務の実施に伴う発生材の処理先（引渡場所）は以下のとおりとする。

	発生材・廃棄物名	処理先（引渡場所）
ア	焼却可能なもの	投入ステージ
イ	廃金属	廃材置場
ウ	灰	灰出し場
エ	廃油	廃油置場

(2) 仮設事務所から出る廃棄物及び仮設便所の処理費用は、受託者の負担とする。

9 完了確認

受託者は、各設備・機器の整備終了後、以下の(1)(2)の検査、並びに(3)の合格条件を満たしていることの確認を受けること。

(1) 個別機器の整備報告書等に基づく検査

(2) 試運転

ア 個別機器の試運転検査

イ 各焼却炉の試運転検査

(3) 合格条件

ア 前述の検査において不具合、不良箇所が発見されない場合。

イ 前述の検査において不具合が発見された場合、直ちに原因の調査、報告を行い、補修方法等について協議するものとし、

(ア) その原因が受託者の責に帰するものである場合は、受託者の責任により復旧し、再度、前号と同様の検査方法により不具合が発見されない場合。

(イ) その原因が受託者の責に帰するものでない場合。

10 環境負荷の低減

(1) 本業務の履行においては、委託者である札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

(2) 施設内清掃作業にあたっては、環境に配慮した資機材及び装備等を使用し、極力節約に努めること。

(3) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。

(4) 本業務の履行において使用する物品・材料等は極力環境に配慮したものをを使用すること。

(5) 業務に伴い排出される廃棄物は極力、減量、リサイクルすること。

11 その他

(1) 本仕様書に明記のない事項については、施設管理担当者と協議して決定する。

(2) 疑義の発生についても前号と同様とする。

整備箇所		図番	整備内容及び特記事項		
燃 焼 設 備	1 炉内点検清掃 (1・2号)	9	1 炉内の清掃を行うこと。 1) 安全のため、炉内開口部に防護柵を設置すること。 2 燃焼室内ストーカ上2mまでのクリンカ除去を行うこと。 1) 作業に当っては、耐火物等を損傷しないように、注意して粗落しを行うこと。 2) クリンカは灰押出装置を通し、灰ピットへ排出すること。 3 フィーダ及びストーカ上部の清掃を行うこと。 1) 溶着物はサンダーで除去し、火格子に傷をつけないように行うこと。 2) 清掃は、火格子の亀裂や磨耗状況が解るように行うこと。 3) 灰は、灰押出装置を通し、灰ピットへ排出すること。 4) 火格子噛み込み物を除去すること。 4 フィーダ及びストーカ下部の点検・整備を行うこと。 1) ストーカ下部ホッパ及びシフティング排出ダクト内部の清掃を行うこと。 2) フィーダー下部ホッパ及び移送管内部の清掃を行うこと。 3) ストーカ下部ホッパ及びシフティング排出ダクト点検口のパッキン交換を行うこと。 4) 点検は別紙「点検項目」によること。 5 シフティング排出ダクトの点検を行うこと。 点検対象:全数 6 清掃後の炉内点検を行うこと。 7 交換部品は洗浄後、指定した場所に搬出すること。		
			必要資材	数量	備考
			ガasket(シフティング搬出ダクト下部用)		
			T/#1374 3.2t W250×H460×B25	30枚	支給
			ガasket(ストーカー下ホッパ用)		
			T/#1374 6.4t φ490×φ540	34枚	支給
			ガasket(シフティング搬出ダクト側面用)		
			T/#1374 3.2t W240×H310×B25	12枚	支給

整備箇所		図番	整備内容及び特記事項		
燃 焼 設 備	1 2 耐火物点検整備 (1・2号)	10	1 炉壁耐火物の点検整備を行うこと。		
		11	1) 耐火物の点検を行い、耐火物の浮きや、脱落箇所の範囲の特定を行うこと。		
			2) 側壁レンガの張出の計測を行うこと。		
			3) 前壁、後壁、左側壁、右側壁の目地材交換を行うこと。		
	3 燃焼室耐火物 吹き付け補修 (2号)		2 交換資材は洗浄後、指定した場所に搬出すること。		
			3 点検記録は別紙「点検項目」によること。		
			4 高所点検の際は、安全のため足場を組立てて点検を行うこと。		
			必要資材	数量	備考
			ファインフレックスBIOロープ T/#5685-EG φ 80	40m	支給
			ファインフレックスBIOロープ T/#5685-EG φ 100	10m	支給
			ファインフレックスBIOブランケット T/#5615-130 25×50×1200	600枚	支給
		12	1. 2号炉内耐火物の吹き付け補修を行うこと。		
			1) 図面にて指定した箇所の耐火物の簡易清掃を行い、必要箇所のケレンを行うこと。		
			2) 耐火物の吹き付け補修を行うこと。		
			必要資材	数量	備考
			耐火キャストブル DFG-A70L	2000kg	支給
			溶液バインダー DFGバインダー	250kg	支給

整備箇所		図番	整備内容及び特記事項		
燃 焼 設 備	1 4 供給フィーダ 点検整備 (1・2号)	13	1 案内金物の点検を行うこと。		
		14	2 フィードラム本体及び各種ローラー及びレールの点検を行うこと。		
		15	3 フィードラム表面鋳物脱落防止金物の交換を行うこと。		
		16	1)1号炉1ラン、2ラン及び3ランのフィードラムについて、フィードラム表面鋳物		
		17	脱落防止金物26枚を取り外すこと。		
			2)1号炉1ラン、2ラン及び3ランのフィードラムについて、フィードラム表面鋳物		
			脱落防止金物26枚をフィードラム摺動鋳物に溶接で取り付けすること。		
			3)2号炉1ラン、2ラン及び3ランのフィードラムについて、フィードラム表面鋳物		
			脱落防止金物27枚を取り外すこと。		
			4)2号炉1ラン、2ラン及び3ランのフィードラムについて、フィードラム表面鋳物		
			脱落防止金物27枚をフィードラム摺動鋳物に溶接で取り付けすること。		
			4 フィードテーブル部の点検を行うこと。		
			5 フィードテーブル下部トランスバースの清掃点検を行うこと。		
			6 フィードテーブル表面鋼板及びフィードラム表面鋼板の肉厚測定を行うこと。		
			1) 測定方法はJIS (Z2355)に基づいて実施するものとし、検査を受けた		
			測定器を使用して有資格者（非破壊検査資格）が行うこと。		
			肉厚測定箇所(1号炉分)		
			フィードテーブル表面鋼板 32点		
			フィードラム表面鋼板 36点		
			肉厚測定箇所(2号炉分)		
			フィードテーブル表面鋼板 32点		
			フィードラム表面鋼板 36点		
			7 試運転調整を行うこと。		
			1)各部、動作が正常であり、異音等の無い事を確認すること。		
			8 点検記録は別紙「点検項目」によること。		
			必要資材	数量	備考
			フィードラム表面鋳物脱落防止金物		
			SS400 FB 100×t6×236	36個	支給
			フィードラム表面鋳物脱落防止金物		
			SS400 FB 100×t6×112	12個	支給
			フィードラム表面鋳物脱落防止金物		
			SS400 FB 100×t6×298	5個	支給

整備箇所		図番	整備内容及び特記事項		
1 燃 焼 設 備	5 ストーカ点検 整備 (1・2号)	18	1 ストーカ各部の点検整備を行うこと。		
		19	1) 1号炉ストーカー1ラン～3ラン全13段の火格子密着幅を測定すること。		
		2) 2号炉ストーカー1ラン～3ラン全13段の火格子密着幅を測定すること。			
		3) 1号炉の各火格子等の摩耗量を測定すること。			
		移動段両端火格子幅:1ラン～3ランの奇数段の7段			
		42本 126箇所			
		サイド押付鋳物 :1ラン側の炉壁部			
		16本 35箇所			
		中央分割鋳物 :1ランと2ランの間			
		71本 142箇所			
中央押付鋳物 :2ランと3ランの間					
32本 70箇所					
サイドライナープレート :3ラン側の炉壁部					
45本 41箇所					
4) 2号炉の各火格子等の摩耗量を測定すること。					
移動段両端火格子幅:1ラン～3ランの奇数段の7段					
42本 126箇所					
サイド押付鋳物 :1ラン側の炉壁部					
16本 35箇所					
中央分割鋳物 :1ランと2ランの間					
71本 142箇所					
中央押付鋳物 :2ランと3ランの間					
32本 70箇所					
サイドライナープレート :3ラン側の炉壁部					
45本 41箇所					
4) ストーカ下の支持ローラ及びガイドローラの点検を行うこと。					
5) ストーカ下の摺動板及びシールプレートの点検を行うこと。					
2 火格子の交換を行うこと。					
1号炉、2号炉:合計10箇所					
上記数量が変わる場合は施設管理担当者と協議すること。					
3 規定のラン幅になるように調整すること。					
4 カーブプレートの点検を行うこと。					
5 オリフィスダンパ及び駆動装置の点検を行うこと。					
1) 各連結部の点検・給油を行うこと。					
6 自動給油装置の点検を行い、各給油先からグリズが出ているか確認すること。					
7 コネクティングロッドジグザグビーム側軸受の点検清掃を行うこと。					
8 試運転調整を行うこと。					
1) 各部、動作が正常であり、異音等の無い事を確認すること。					
9 交換部品は洗浄後、指定した場所に搬出すること。					
10 点検記録は別紙「点検項目」によること。					
			必要資材	数量	備考
			ダフニーエポネックスSR No.1	200g	支給
			ダフニースーパーギヤオイル#100	1L	支給
			火格子	10個	支給

整備箇所		図番	整備内容及び特記事項			
2 燃 焼 ガ ス 冷 却 設 備	1 ボイラ蒸気ドラム・ 水ドラム点検整備 (1・2号)	20	1 蒸気・水ドラム内ボイラー水をブローし、マンホール開放後内部の 点検清掃及びパッキン交換を行うこと。(1号) 1) 内面、マンホールシート面の腐食、侵食等の点検を行うこと。 2) 清掃後、内面溶接部のカラーチェックを行い、異常の有無を確認すること。 3) カラーチェック箇所については、施設管理担当者の立会検査を受けること。 カラーチェックは有資格者（非破壊検査資格）が行うこと。 4) 蒸気・水ドラム内面の清掃を行うこと。 2 内給装置の点検清掃を行うこと。(1号) 1) 内給装置は、取外して侵食等の点検を行うこと。 2) 内給装置のケレン・清掃を行うこと。 3) 取付ボルト、ナット等接合材は全数交換すること。 4) 作業に当っては、ドラム内面に傷等をつけないように注意すること。 3 1号蒸気ドラム・水ドラムの点検清掃終了後、乾燥保缶すること。 4 2号蒸気ドラム・水ドラムのボイラ水ブローし、内部乾燥後シリカゲルを 投入し、乾燥保缶すること。 5 1、2号の焼却炉立上げ前に、シリカゲルを取出し、マンホールパッキン を交換後、マンホールを閉止すること。 ボイラ本体型式 加熱器付単炉式 二胴自然循環形水管ボイラー 伝熱面積:4,044㎡、最高使用圧力:2.25MPa、常用圧力:2.06MPa 必要資材 数量 備考 マンホールパッキン T/#1804NA-EOO 30K 304×406×21×4.5 6枚 支給 ボルト・ナット M12×15L SS400 24組 支給 ボルト・ナット M12×25L SS400 622組 支給 ボルト・ナット M12×30L SS400 318組 支給 ボルト・ナット M12×35L SS400 26組 支給 ボルト・ナット M16×20L SS400 26組 支給 ボルト・ナット M16×50L SS400 4組 支給 ボルト・ナット M16×60L SS400 16組 支給 Uボルト・ナット MHRM1625 9組 支給 Uボルト・ナット MHRM1290 6組 支給 極軟鋼パッキン MH7036 1枚 支給 極軟鋼パッキン MH140104 2枚 支給 カラーチェック液(洗浄液、浸透液、現像液) 一式 シリカゲル 一式 支給 ワッシャ M12 2004枚 支給 ワッシャ M16 112枚 支給			
		21				
		22				

整備箇所		図番	整備内容及び特記事項
燃 焼 ガ ス 冷 却 設 備	2 2 ボイラ水管・ 節炭器水管外部 点検清掃 (1・2号)	23	1 燃焼室から第5キャビティー及び節炭器の水管外部の清掃を行うこと。
		24	(1・2号)
		25	1) 作業前、点検口の開放及び清掃終了後、閉止を行うこと。
		26	2) 清掃前、下部シュート内部(ロータリバルブ上)にダスト遮閉板を
		27	設置すること。
			3) 各水管に付着したダストの除去を行うこと。
			4) 作業に当っては、安全のため足場を組立てて行い、水管に傷等をつけないように注意して行うこと。
			5) 水管清掃後、下部シュート内部に堆積したダストを土嚢袋に入れ、指定した場所へ搬出すること。
			搬出の際は、飛散しないようにして行うこと。
			6) ダスト除去後、灰押出機に至るまでのスクリーコンベア、チェーンコンベア、ロータリーバルブの試運転を行い、各機器にダストの堆積、噛み込みが無いことを確認すること。
			2 水管の外部点検と肉厚及び膜厚測定を行うこと。
			1) 測定方法はJIS(Z2355)に基づいて実施するものとし、検査を受けた測定器を使用して有資格者(非破壊検査資格)が行うこと。
			2) 測定のための水管の磨き作業は、水管及び膜厚に損傷を与えないように十分注意して行うこと。
			3) 報告書は、経年変化が分かるように記載すること。
			肉厚測定箇所(1号炉分)
			燃焼室水管 120点 過熱器管 255点
			第2キャビティー水管 47点 第3キャビティー水管 0点
			第4キャビティー水管 127点 第5キャビティー水管 40点
			節炭器管 4点 プロテクター 234点
			膜厚測定箇所
			2,3キャビティーマンホール部 39点
			肉厚測定箇所(2号炉分)
			燃焼室水管 120点 過熱器管 254点
			第2キャビティー水管 47点 第3キャビティー水管 12点
			第4キャビティー水管 123点 第5キャビティー水管 40点
			節炭器管 4点 プロテクター 287点
			3 各足場について、設置図を提出すること。
			また足場の組立、解体及び養生については施設管理担当者の指示によること。
			※燃焼室の足場は、他業務の作業員にも使用させること。
			対象工事: 発寒清掃工場1号焼却炉改修工事
			4 MSB部の水管のプロテクターを交換すること。
			1号炉、2号炉: 合計10箇所
			交換箇所は施設管理担当者の指示によること。

整備箇所		図番	整備内容及び特記事項		
2 燃 焼 ガ ス 冷 却 設 備			5 左右側壁下部スリット部の点検及びカラーチェックを行うこと。 1号炉： 2 箇所 2号炉： 2 箇所		
			6 クリンカチル上部水管の点検及びカラーチェックを行うこと。 1号炉： 2 箇所 2号炉： 2 箇所		
			7 カラーチェックは有資格者（非破壊検査資格）が行うこと。		
			8 カラーチェック箇所については、施設管理担当者の立会検査を受けること。		
			9 点検記録は別紙「点検項目」によること。		
			必要資材	数量	備考
			カラーチェック液(洗浄液、浸透液、現像液)	一式	
			水管用プロテクター	10個	支給
			土嚢袋	3000枚	
			3 2・3次下ホッパ 目地整備 (1・2号)	28	1 図面にて指定した箇所の目地材交換を行うこと。
	29	2 2・3次ホッパの点検を行うこと。 1) 点検は別紙「点検項目」によること。			
		必要資材	数量	備考	
		ファインフレックスBIOブランケット			
		T/＃5615-130 25×600×1200	20枚	支給	
		ファインフレックスBIOブランケット			
		T/＃5615-130 50×600×1200	4枚	支給	

整備箇所		図番	整備内容及び特記事項		
2	4 ボイラ管寄点検 整備 燃(1号)	30	1 管寄内部の点検清掃を行うこと。 1) 各管寄の手穴を開放し、パッキンを交換すること。 2) 手の届く範囲の手穴内部の清掃を行うこと。 3) 手穴フランジ36箇所の溶接部分のカラーチェックを行うこと。 対象管寄: 側壁上部管寄 3基 側壁下部管寄 1基 側壁築炉管寄 1基 前壁管寄 1基 中間壁管寄 1基 過熱器管寄 1基 節炭器管寄 1基 クリンカチル管寄 1基 火炉後壁上部管寄 1基 火炉後壁下部管寄 1基 4) 管寄内部の点検を行うこと。 5) カラーチェックは有資格者（非破壊検査資格）が行うこと。 6) カラーチェック及び管寄内部点検については施設管理担当者の 立会検査を受けること。 2 保温材の脱着を行うこと。 3 渦巻きガスケット、ボルトナットを全数交換すること。 火炉後壁下部管寄 1基 1) 管寄内部の点検を行うこと。 2) カラーチェックは有資格者（非破壊検査資格）が行うこと。 3) カラーチェック及び管寄内部点検については施設管理担当者の 立会検査を受けること。 4 保温材の脱着を行うこと。 5 渦巻きガスケット、ボルトナットを全数交換すること。		
			必要資材	数量	備考
燃	焼	ガ	渦巻きガスケット T/#1834NA-EOS 20K-90A	36枚	支給
			寸切りボルト・Wナット黒染		
ス	冷	却	M20×110L SNB7 10割ナット S45C-H	288本	支給
			カラーチェック液(洗浄液、浸透液、現像液)	一式	
設	備				

整備箇所		図番	整備内容及び特記事項		
燃 焼 ガ ス 冷 却 設 備	2 5 安全弁整備 及び封鎖試験 (1号)	31	1 指定した安全弁を取外し、分解点検整備を行うこと。		
		32	整備対象：(株)福井製作所製 型式 SJ330		
		33	ボイラドラム用	100A×150A 設定圧力: 2.25MPa	1台
		34	過熱器用	90A×150A 設定圧力: 2.10MPa	1台
		35	脱気器用	100A×150A 設定圧力: 0.39MPa	1台
			1) 弁体の摺合わせ整備、カラーチェック、気密試験(実圧で30分間)を行うこと。		
			開放時、カラーチェックは施設担当者の立会を受けること。		
			2) カラーチェックは有資格者（非破壊検査資格）が行うこと。		
			3) ボルト・ナット、ガスケットを全数交換すること。		
			2 ボイラ運転開始後、封鎖試験及び調整を行うこと。		
			1) 封鎖試験は、油圧ジャッキを用いて行い、施設管理担当者の立会検査を受けること。		
			必要資材	数量	備考
			カラーチェック液(洗浄液、浸透液、現像液)	一式	
			シートガスケット T/#1993 10K-150A-t3 RF	3枚	支給
			ガスケット MGR-EOS-100A	1枚	支給
			ガスケット MGR-EOS-90A	1枚	支給
			ガスケット MNA-EOS-100A	1枚	支給
			寸切りボルト・Wナット黒染		
			M24×170L SNB7 10割ナット S45C-H	8組	支給
			寸切りボルト・Wナット黒染		
			M22×160L SNB7 10割ナット S45C-H	8組	支給
			寸切りボルト・Wナット黒染		
			M20×150L SNB7 10割ナット S45C-H	8組	支給
			ユニクロボルト・ナット M20×70L	24組	支給

整備箇所		図番	整備内容及び特記事項			
2 燃 焼 ガ ス 冷 却 設 備	6 脱気器点検整備 (1・2号)	36	1 内部の水をブローし、マンホール開放・内部点検清掃を行うこと。(1号) 1) 内面、マンホールシート面の腐食、侵食等の点検を行うこと。 2) 内面溶接部のカラーチェックを行い、異常の有無を確認すること。 3) 給水スプレーノズルを取外し、点検清掃とカラーチェックを行うこと。 4) カラーチェックについては、施設管理担当者の立会検査を受けること。 5) カラーチェックは有資格者（非破壊検査資格）が行うこと。 6) マンホールパッキンの交換を行うこと。 2 脱気器は内部の水をブローし、内部乾燥後シリカゲルを投入し、ボイラ給水ポンプ過昇防止配管のフランジを遮閉後、乾燥保管すること。(2号) 立上時はシリカゲルを取出し、マンホールパッキンを交換すること。 3 保温材の脱着を行うこと。			
	7 付着弁整備 (1号)	37	1 指定バルブの整備及び交換を行うこと。 1) ボトムブロー弁を取り外し、分解整備後取り付けすること。 2) 弁の摺合せ整備、カラーチェック、耐圧試験を行うこと。 3) 開放時、カラーチェックについては、施設管理担当者の立会検査を受けること。 4) 耐圧試験については、漏れのないことを確認すること。 5) ボルト・ナット、ガスケットを全数交換すること。 2 主蒸気止弁は取り外し後、新品を取り付けすること。 1) ボルト・ナット、ガスケットを全数交換すること。			
			必要資材	数量	備考	
			シリカゲル	一式	支給	
			マンホールパッキン T/#1120 1.5t 5K×450A×FF	4枚	支給	
			渦巻きガスケット 20k-40A	2枚	支給	
			カラーチェック液(洗浄液、浸透液、現像液)	一式		
			必要資材	数量	備考	
			仕切弁 FSO-20K-250A	1台	支給	
			Y型弁 Y20K-50A	2台	整備	
			ガスケット 20K-250A	2枚	支給	
			ガスケット 20K-50A	4枚	支給	
			寸切りボルト・Wナット黒染			
			M24×140L SNB7 10割ナット S45C-H	24組	支給	
			寸切りボルト・Wナット黒染			
			M16×90L SNB7 10割ナット S45C-H	32組	支給	
			カラーチェック液(洗浄液、浸透液、現像液)	一式		
			圧力計 AE20-131M G3/8×φ100×5MPa	2個	支給	

整備箇所		図番	整備内容及び特記事項		
燃 焼	2 8 ボイラ水圧試験 (1号)	38	1 ボイラ整備終了後、水圧試験を行うこと。 1) ドラム、管寄、蒸発管、過熱器管、節炭器管等の漏れを確認すること。 2) 水圧は、ボイラの最高使用圧力(2.25Mpa)とすること。 3) 加圧ポンプにより2.25MPaまで加圧し、30分間保持すること。 4) 加圧ポンプは受託者にて準備すること。		
ガ ス	9 MSB整備業務 (1号)	39	1 長拔差型スートブロワNo.1～No.5の部品交換を行うこと。 1) 交換部品は指定した場所に搬出すること。 2) 交換にあたりボイラ水管部との取り合いを考慮すること。		
冷 却		40	2 定置回転型スートブロワNo.6～No.9の部品交換を行うこと。 1) 交換部品は指定した場所に搬出すること。 2) 交換にあたりボイラ水管部との取り合いを考慮すること。		
設 備		41	3 指定したケーブルの交換を行うこと。 1) スートブロワ制御盤から各スートブロワ間に接続されているケーブルの撤去 及び敷設を行うこと。 2) ケーブルの結線及び復旧を行うこと。		
		42	4 耐圧部に直接溶接する部分についてカラーチェックを行うこと。 1) カラーチェックは施設担当者の立会を受けること。 2) カラーチェックは有資格者(非破壊検査資格)が行うこと。		
		43	5 施設担当者の立会いのもと、試運転調整を行うこと。 1) 各部、動作が正常であり、異音等の無い事を確認すること。		
		44	必要資材	数量	備考
			長拔差型スートブロワ(M-FSK-LEM型(7900型))		
		45	ヘッドバルブ	5組	支給
			ディスタンスボックス	5組	支給
		46	取付座	5組	支給
			ギヤードモータ	5組	支給
		47	アウターチューブ	5組	支給
			インナーチューブ	5組	支給
			ギヤボックス	5組	支給
			定置回転型スートブロワ(M-FSK-DEM型)		
			ヘッドバルブ	4組	支給
			取付座	4組	支給
			ギヤードモータ	4組	支給
			エレメントチューブ	4組	支給
			ギヤボックス	4組	支給
			制御用ケーブル		
			EM CEE/F 10C-2sq～100m	4本	支給
			EM CEE/F 10C-2sq～95m	1本	支給
			EM CEE/F 6C-2sq～110m	2本	支給
			EM CEE/F 6C-2sq～85m	2本	支給
			電力用ケーブル		
			EM CE/F 3C-3.5sq～120m	2本	支給
			EM CE/F 3C-3.5sq～110m	4本	支給

整備箇所		図番	整備内容及び特記事項		
2 燃 焼 ガ ス 冷 却 設 備	10 スクリューコン ベヤ整備(1・2号)		EM CE/F 3C-3.5sq～105m	1本	支給
			EM CE/F 3C-3.5sq～95m	2本	支給
		48	1 トラフ内部清掃を行うこと。		
		49	2 指定したスクリューコンベヤの部品交換を行うこと。 1) 交換部品は指定した場所に搬出すること。		
			3 施設担当者の立会いのもと、試運転調整を行うこと。 1) 各部、動作が正常であり、異音等の無い事を確認すること。		
			必要資材	数量	備考
			スクリュー軸 GOA106602-00113-2	2個	支給
			スィベルジョイント GOA106602-00132-2	2個	支給
			サイクロ減速機 GOA106602-00113-18	2台	支給
			割りメタル GOA106602-00113-15	4組	支給
			軸受けハウジング GOA106602-00113-22	4組	支給
			スプロケットホイール GOA106602-00113-13/14	2組	支給
			駆動チェーン GOA106602-00113-20	2個	支給
			ボルトナット GOA106602-00124-2	一式	支給
			グランドパッキン GOA106602-00133-6	一式	支給
			ガasket GOA106602-00124-6	一式	支給
			土のう袋	100枚	

整備箇所		図番	整備内容及び特記事項		
3	1 排ガスダクト清掃 (1・2号)	50	1 排ガスダクト清掃後、下部シュートに堆積したダストは施設管理 担当者が指定する場所へ搬出すること。 また、運搬搬出は土嚢袋につめて、飛散防止処置の上実施すること。 1) 清掃については、以下の回数行うこと。 ・1号 1回 ・2号 1回 型式:三菱マルチン形 数量:2基 容量:1基につき有効45m³ 材質:一般構造用圧延鋼材SS400		
			必要資材	数量	備考
			土嚢袋	300枚	
	2 誘引通風機 点検整備 (1号)	51	1 電動機の分解整備を行うこと。		
		52	1) 開放後、洗浄・ワニス処理を行うこと。 2) ベアリングの交換を行うこと。 3) モーター用アースブラシの交換を行うこと。 2 ファンの点検整備を行うこと。 1) ファンのバランス確認を行い、必要であれば、バランス調整を行うこと。 2) 点検は別紙「点検項目」によること。 3 軸受のベアリング及びオイル交換を行うこと。 4 ギヤカップリングの交換を行うこと。 5 芯出し調整を行い施設管理担当者の立会い検査を受けること。 6 試運転及び作動確認を行うこと。 1) 運転時の振動、軸受け温度等の測定を行い外観含め異常の 有無を確認すること。		
			必要資材	数量	備考
			電動機用部品		
			ベアリング(電動機駆動側) 0905J446D	1個	支給
			ベアリング(電動機反駆動側) 0905J446D	1個	支給
			モーター用アースブラシ HK57213-06	1個	支給
			ファン整備用部品		
			ギヤカップリング GOB106602-00100(3)-9	一式	支給
			軸シールパッキン GOB106602-00100(3)-5	2枚	支給
			点検口パッキン GOB106602-00100(3)-A	3枚	支給
			ベアリング GOB106602-00100(3)-16	2個	支給
			オイル・グリス類		
			オイル(軸受) ダフニーメカニックオイル #100	一式	支給
			グリス(ギヤカップリング) ダフニー グリースMP No1	一式	支給
			グリス(電動機) RMS-4V	一式	支給

整備箇所		図番	整備内容及び特記事項		
3 <					

整備箇所		図番	整備内容及び特記事項		
4	1 灰押出装置 点検整備 (1・2号)	54	1 装置の清掃点検を行うこと。 1) 炉内作業後、装置内部清掃を行うこと。 内部に体積したダストは指定した場所へ搬出すること。 また、運搬搬出は飛散防止処置の上実施すること。 2) 清掃については、以下の回数行うこと。 ・1号 1回 ・2号 1回 3) 作業後床側溝の清掃を行うこと。 4) オーバーフロー管排水管内の点検清掃を行うこと。 5) 後部マンホールを解放する際は、レベル計測器とガス抜き ダクトを取り外し、閉止の際は取付を行うこと。 2 点検整備終了後、水張りし水漏れしないことを確認すること。 3 点検整備終了後、試運転調整を行い、異音・異常振動がないこと を確認すること。 4 点検記録は別紙「点検項目」によること。		
			灰押出装置型式 三菱重工業(株)製 三菱マルチン往復作動式(半乾式)		
			必要資材	数量	備考
			マンホールガasket		
			T/#1374 3.2t 500/500×570/570	4枚	支給

整備箇所		図番	整備内容及び特記事項
5	1 減温塔点検整備 (1・2号)	55	1 No.1、No.2内部の点検清掃を行うこと。
		56	1) 作業前、点検口の開放及び清掃終了後、閉止を行うこと。 2) 付着したダストの除去を行うこと。 3) 清掃後、下部シュート内部に堆積したダストを減温塔下ロータリーバルブ、減温塔下コンベア及びダスト搬出コンベアNo.2を使用し、混練機飛灰シュートまで搬出すること。 4) 飛灰シュートがHHレベルにならないよう、搬出の際は飛灰シュートがHレベルに達したら灰出しを停止すること。 5) 搬出したダクトは灰固型化装置を使用し処理すること。 6) コンベアの起動及び灰固型化装置使用時は事前に施設管理担当者の承諾を得ること。 7) 点検は別紙「点検項目」によること。 2 噴霧ノズルの取付、取り外し、点検清掃を行うこと。 減温塔型式：水噴霧式
	2 バグフィルタ 点検清掃 (1・2号)	57	1 上部クリーンルームを開放し、目視によるダストの洩れ点検及び清掃を行うこと。 1) 清掃の際は、飛散しないようにして行うこと。 2 下部ホッパの点検清掃を行うこと。 1) ホッパに堆積しているダストの清掃を行うこと。 2) ホッパ及びケーシングの点検を行うこと。 3) ダストはバグフィルタダスト搬出コンベア、ダスト搬送コンベアNo.1・No.2を使用し飛灰シュートまで搬出すること。 4) 飛灰シュートがHHレベルにならないよう、搬出の際は飛灰シュートがHレベルに達したら灰出しを停止すること。 5) 搬送したダストは灰固型化装置を使用し処理すること。 6) コンベアの起動及び灰固型化装置使用時は事前に施設管理担当者の承諾を得ること。 7) 点検は別紙「点検項目」によること。 3 インジェクションチューブを取外し、管内部の点検清掃を行うこと。 4 ラインオフダンパの動作確認を行うこと。 5 ろ布の芯出し調整を行うこと。

整備箇所		図番	整備内容及び特記事項
6	1 ボイラ給水 配管肉厚測定 (1号)	58	1 指定部分の肉厚を測定すること。 1) 測定方法はJIS (Z2355)に基づいて実施するものとし、検査を受けた測定器を使用して有資格者(非破壊検査資格)が行うこと。 測定対象箇所(1号炉12箇所) 2 測定に当たって足場を仮設すること。 各足場について、設置図を提出すること。 また足場の組立、解体及び養生については施設管理担当者の指示によること。 3 各指定部分の保温材を外し、肉厚測定後復旧すること。
給			
水			
設			
備			

整備箇所		図番	整備内容及び特記事項
7 その の 他 設 備	1 各所増締 (1・2号)		1 ボイラ運転後、各所ボルトの増し締めを行うこと。 1) 整備のため解放した配管等のボルトナットの各所 増し締めを行うこと。
	2 飛散防止養生 (1・2号)	59	1 ダスト飛散防止のため、各所養生を設置すること。
		60	
		61	
		62	
		63	

点検項目

全ての点検の記録用紙には必ず「点検日」、「点検者」「点検炉（点検基）」を記載すること。その他点検時に確認された異常等については各点検記録用紙に特記事項として記載すること。

炉内点検

○ストーカ下部ホッパ及びシフティング搬出ダクト点検

磨耗、割れ、腐食、変形等の点検を行うこと。腐食状況、補修の要否、処置内容等について記載すること

○フィーダ下部ホッパ及び移送管点検

磨耗、割れ、腐食、変形等の点検を行うこと。腐食状況、補修の要否、処置内容等について記載すること

耐火物点検

○炉壁耐火物外観点検

脱落、膨出、セリ出し・剥離、脱落、摩耗、変形、亀裂、割れ、角欠け、欠け落ち、目地切れ、露出等の点検を行うこと。また、点検箇所（左側、右側）、損傷状態、補修の要否、処置内容について記載すること。

【点検箇所】

- ・前壁天井プラスチック耐火壁
- ・後壁天井プラスチック耐火壁
- ・フィーダ側面 SK35 レンガ壁
- ・フィーダ下部 SIC レンガ壁
- ・サイドフレーム取合 SIC レンガ壁
- ・主燃焼側面 SIC レンガ壁
- ・後燃焼側壁面 SK34 レンガ壁
- ・主灰シュート側面 SK34 レンガ壁
- ・バーナ視窓扉キャスタブル
- ・前面水冷壁耐火材壁
- ・後面水冷壁耐火材壁
- ・側面水冷壁耐火材壁
- ・バーナスロートプラスチック部

- ・ITV キャスタブル部
- ・出入口扉キャスタブル部
- ・後面バーナ壁キャスタブル部

○炉壁膨張代計測

点検箇所（左側、右側）を明記し記録すること

- ・炉壁横・斜方向（10 箇所）
- ・炉壁縦方向（16 箇所）
- ・ストーカ取合部（6 箇所）

○炉壁レンガ膨出計測

左右側壁レンガ部 42 箇所の膨出量を計測し、測定値と異常の有無を記載すること。

供給フィーダ点検

○炉壁耐火物外観点検

脱落、摩耗、変形、亀裂、割れ等の点検を行うこと。また、点検箇所の損傷状態、補修の要否、処置内容について記載すること。

【点検箇所】

- ・カーブプレート
- ・案内金物の熱否（目視点検）
- ・水冷ジャケットのシール（目視点検）
- ・給排水系統の作動（ボールタップの動作確認）
- ・レールの摩耗（目視点検）
- ・支持ローラの磨耗（目視点検）
- ・フィードラムガイドローラの磨耗（目視点検）
- ・スクレーパの磨耗及び破損（目視点検、作動確認）
- ・フィードラム表面鑄物（目視点検）
- ・フィードラム摺動鑄物（目視点検）
- ・フィードラム本体（目視点検）
- ・フィーダ部サイドプレート（目視点検）
- ・フィードテーブル表面鑄物（目視点検）
- ・フィードテーブル先端鑄物（目視点検）

ストーカ点検

○各部点検

異常の有無、整備の要否、処置内容を記載すること。

【点検項目】

- ・ 前火格子（目視点検）
- ・ サイド押付鋳物（目視点検、計測）
- ・ 中央分割鋳物（目視点検、計測）
- ・ 中央押付鋳物（目視点検、計測）
- ・ サイドライナー鋳物（目視点検、計測）
- ・ 火格子（目視点検、計測）
- ・ クリンカ・ダム・プレート（目視点検）
- ・ クリンカ・ローラ表面鋳物（目視点検）
- ・ サイドフレーム・センターフレーム等ストーカ本体部（目視点検）
- ・ 支持ローラ（目視点検）
- ・ ガイドローラ（目視点検）
- ・ シールプレートの変形・損傷（目視点検）
- ・ ストーカストロークの確認（目視点検）
- ・ クリンカローララチェットの磨耗（目視点検）
- ・ シフティングフラップの作動（目視点検）
- ・ シフティング排出ダクト内点検（目視点検）
- ・ F Dダンパ作動ロッドの作動（目視点検）
- ・ 各シリンダーの作動・油漏れ等（目視点検、作動確認）
- ・ グリスの供給状況（目視点検）
- ・ 配管・ホースの外れ等（目視点検）
- ・ コネクティングロッドジグザグビーム側軸受の点検（目視点検）

○火格子・押付鋳物・分割鋳物計測記録

溶着物の除去後に以下の測定を行い記録すること。

- ・ 火格子密着幅計測
- ・ 両端火格子幅計測
- ・ サイド押付鋳物摩耗量測定
- ・ 中央分割鋳物摩耗量測定
- ・ 中央押付鋳物摩耗量測定
- ・ サイドライナープレート摩耗量測定

ボイラ水管、節炭器管点検

○外観点検

多量付着、腐食、膨出、管列の乱れ及び湾曲、フィンの焼損等異常の有無について記録すること。

○清掃箇所のダスト付着量評価

ダストの付着量、固着度、色の確認及び評価を行い記録すること。

2・3 次下ホッパ点検

○耐火物外観点検

・脱落、膨出、セリ出し・剥離、摩耗、変形、亀裂、割れ、角欠け、欠け落ち、目地切れ、露出等の点検を行うこと。また、点検箇所（左側、右側）、損傷状態、補修の要否、処置内容について記載すること。

灰押出装置点検

以下項目の点検・記録を行うこと。

○給排水系統

・出口部散水管の状況及び散水状況

○本体外観の状況

・摩耗及び腐食の有無
・摩耗及び腐食等による孔の有無

○各ライナープレート及び摺動鋳物

・目視点検

○ガス抜管

・管内部に灰等の堆積の有無

○駆動装置

・ラムの作動状況の異常の有無

誘引通風機点検

以下項目の異常の有無、補修の要否、処置内容を記載すること。

○ケーシング

・摩耗及び腐食の有無
・溶接部の割れの有無
・ダストの付着の有無

○羽根車

・摩耗及び腐食の有無
・溶接部の割れの有無

- ・ダストの付着の有無
- 主軸
 - ・摺動部の損傷の有無

減温塔点検

点検箇所の損傷状態、補修の要否、処置内容について記載すること。

- 減温塔内部
 - 腐食、変形、割れ、溶接切れ等について
- 減温塔噴霧ノズル
 - ノズル先端部の腐食及び磨耗の有無

バグフィルタ点検

点検箇所の損傷状態、補修の要否、処置内容について記載すること。

- 上部クリーンルーム内
 - 腐食、変形、割れ等の有無
- ホッパ及びケーシング
 - 腐食、変形、割れ等の有無